

## 地方創生拠点整備交付金制度要綱

平成28年10月14日  
府地事第503号  
平成29年2月6日  
一部改正  
平成29年12月22日  
一部改正  
平成30年4月27日  
一部改正  
平成31年2月7日  
一部改正  
令和2年3月27日  
一部改正

### 第1 通則

地方創生拠点整備交付金に関しては、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第1号イ及び第13条、地域再生法施行令（平成17年政令第151号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）及び法第4条第1項の地域再生基本方針（以下「基本方針」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

### 第2 目的

地方創生拠点整備交付金は、地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられ、法第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された自主的・主体的で先導的な事業及びそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設の新築、増築及び改築等（以下「施設整備等」という。）の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、地方の事情を尊重しながら、まち・ひと・しごと創生（以下「地方創生」という。）に資する施設整備等の取組を進めることを目的とする。

### 第3 定義

#### 1 地方創生拠点整備交付金

施設整備等に係る事業に要する経費に充てるため、法第13条に基づいて国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生拠点整備交付金（以下「交付金」という。）をいう。

#### 2 交付対象者

交付金の交付対象者は、法第4条の3に規定する地方公共団体とする。

### 3 整備対象施設

地方版総合戦略に位置付けられ、法第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された自主的・主体的で先導的な事業と一体となって整備される地方創生の推進に資する施設をいう。

### 4 利活用方策

法第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された自主的・主体的で先導的な事業であって、整備対象施設で実施することにより地方創生に波及効果をもたらすもの（整備対象施設の整備等を除く。）をいう。

## 第4 地域再生計画

### 1 地域再生計画の認定の申請

1) 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、整備対象施設とその利活用方策を記載した法第5条第1項の地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣府が定める期間に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

2) 1) の申請は、交付金の交付を受ける全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

3) 地方創生推進交付金の交付対象事業（以下「推進交付金対象事業」という。）の取扱い

- ① 整備対象施設が推進交付金対象事業と一体となった、地方創生に対し効果的な施設として位置づけられている場合、推進交付金対象事業に係る認定地域再生計画（変更を行ったものを含む。）をもって、交付金の交付に係る地域再生計画に代えることができる。
- ② ただし、整備対象施設の整備等に要する経費は推進交付金対象事業の対象外となるため、認定地域再生計画に必要な変更を行うものとする。

### 4) 地域再生計画に基づく事業に関する留意事項

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、整備対象施設の利活用方策について計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定する。また、真に必要かつ有効であり、先導的な施設を選択するとともに、その整備等についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

### 2 認定基準

内閣総理大臣は、1 1) の申請があった地域再生計画のうち法第5条第4項第1号に規定する事業に関する事項の部分について、同条第15項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

1) 法第5条第15項第1号「地域再生基本方針に適合するものであること」に係る具体的な判断基準

- ・法第5条第4項第1号に規定する「先導的な事業」とは、整備対象施設ごとの性質を踏まえつつ、具体的には、以下の要素を有する利活用方策と一体となった、地方創生に対し効果的な施設の整備等であることに留意する。

#### ① 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来

的に交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

② 官民協働

地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行なうことがあれば、より望ましい。

③ 地域間連携

単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

④ 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

⑤ 事業が先導的であると認められるその他の理由があること。

- ・基本方針の5 3) ③ へ a. に定める「法令等を遵守しているものであること」の適用に当たり、交付金を充てて行う事業に係る関係法令等（補助金に係る要綱を含む。以下「関係法令等」という。）に定める基準・規格に適合し、あらかじめ所要の手続を了していること。
- ・基本方針の5 3) ③ へ b. に定める「地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること」の適用に当たり、交付金を充てて行う事業に関して、経済性を勘案して効率的な事業を選定していること。

2) 法第5条第15項第2号「当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること」に係る具体的な判断基準

- ・整備対象施設の利活用方策に、地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等の具体的目標が定められているなど、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること。

3) 法第5条第15項第3号「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に係る具体的な判断基準

- ・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、整備対象施設の整備等や利活用方策の実施が円滑かつ確実であると見込まれること。

3 認定地域再生計画の軽微な変更

1) 交付金の交付に係る認定地域再生計画の変更について、次に掲げるものは法第7条第1項の軽微な変更として扱うものとする。

- ① 交付金を充てて行う施設整備等の事業量の2割以内の増減
- ② 交付金を充てて整備する施設の利活用方策について、その事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの。

2) 上記1 3)により、推進交付金対象事業に係る認定地域再生計画をもって交付金の交付に係る地域再生計画とした場合には、上記3 1)の規定にかかわらず、次に掲げるものを当該認定地域再生計画における法第7条第1項の軽

微な変更として扱うものとする。

- ① 推進交付金対象事業の事業量の2割以内の増減（ただし、上記1～3）②に基づく事業量の減少を除く。）
- ② 推進交付金対象事業の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの

## 第5 施設整備計画の作成及び提出等

### 1 施設整備計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、第4に掲げる地域再生計画の認定の申請のほか、別に定めるところにより施設整備計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

### 2 施設整備計画の変更

地方公共団体は、施設整備計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

## 第6 交付金の交付事務

交付金の交付事務は、法第13条第3項及び令第10条第1号に基づき、内閣総理大臣が行う。

## 第7 交付金の執行

地方公共団体は、施設整備等の実施に当たり基金を造成し、施設整備計画の計画期間内にこれを取り崩して施設整備等を実施することができる。

基金の設置及び管理については、別途、内閣総理大臣が定める交付要綱、基金事業実施要領等によるものとする。

## 第8 交付金の交付期間

交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度から5箇年度以内とする。

## 第9 効果の検証

地方公共団体は、整備対象施設の利活用方策の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

## 第10 認定地域再生計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

- 1 地方公共団体は、交付金を充てて整備した整備対象施設の利活用方策に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、自主的な取組として認定地域再生計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うよう努めるものとする。
- 2 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。
- 3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - ①交付金を充てた施設整備等の進捗状況
  - ②中間評価にあっては認定地域再生計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあっては認定地域再生計画の目標値等の達成状況

### ③今後の方針等

- 4 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行うものとする。
- 5 地方公共団体は、認定地域再生計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第 11 重要業績評価指標の検証状況及び認定地域再生計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第 9 による検証の結果及び第 10 による当該計画の評価による目標の達成状況について、報告を求めることができるものとする。

### 第 12 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

### 第 13 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

### 附則

- 1 本要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、第 3 定義 3 整備対象施設中の「地方創生の推進に資する施設」を「未来への投資につながる施設」に読み替える。
- 3 平成 29 年度の予算に係る旧要綱に基づく事業については、第 3 定義 3 整備対象施設中の「地方創生の推進に資する施設」を「生産性革命に資する施設」に読み替える。